

# 草津市公報

発行日 令和2年3月15日  
 (毎月1・15日発行)  
 発行番号 第 5 号  
 発行所 草津市役所  
 草津市草津三丁目13番30号  
 電話番号(代)077-563-1234

## 目次

◎ 規 則	
草津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (建築課) .....	2
◎ 訓 令	
草津市新型コロナウイルス感染症対策本部規程 (危機管理課) .....	2
◎ 告 示	
生活保護法第49条の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について (生活支援課) .....	4
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について (生活支援課) .....	4
生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について (生活支援課) .....	4
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について (生活支援課) .....	4
都市計画の変更について (都市計画課) .....	1
都市計画の変更について (都市計画課) .....	5
草津市議会定例会の招集について (総務課) .....	5
公示送達について (納税課) .....	5
公示送達について (税務課) .....	6
生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について (生活支援課) .....	7
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について (生活支援課) .....	7
公設児童育成クラブにおける防犯カメラの設置および運用に関する要綱 (子ども・若者政策課) .....	7
◎ 公 告	
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (開発調整課) .....	9
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (開発調整課) .....	9
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (開発調整課) .....	10
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (開発調整課) .....	10
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (開発調整課) .....	11
農用地利用集積計画について (農林水産課) .....	11
◎ 選挙管理委員会告示	
草津市長選挙の期日について .....	12
開票事務と選挙会事務の合同について .....	12

選挙会の日時および場所について	12
投票所の指定について	12
期日前投票所の指定について	12
ポスターを掲示することができる日について	13
選挙公報の掲載順序を決定するためのくじの日時、場所および方法について	13
投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を決定するためのくじの日時、場所および方法について	13
選挙運動に関する支出額の制限額について	14
選挙会の日時および場所の変更について	14
草津市長選挙における当選人となった者の住所および氏名について	14

◎ 選挙長告示

選挙長が事務を取り扱う場所について	14
選挙長が立候補の届出を受け付ける方法について	14
草津市長選挙における候補者として届出のあった者について	15
投票を行わないことについて	15

◎ 上下水道事業告示

草津市指定下水道工事店の指定について（上下水道総務課）	15
-----------------------------	----

## 規 則

草津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月21日

草津市長 橋 川 渉

### 草津市規則第3号

草津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

草津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年草津市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

#### 第6条 削除

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和2年2月21日揭示済み）

## 訓 令

草津市新型コロナウイルス感染症対策本部規程をここに公表する。

令和2年2月20日

草津市長 橋 川 渉

### 草津市訓令第3号

○草津市新型コロナウイルス感染症対策本部規程

令和2年2月20日

訓令第3号

（趣旨）

第1条 この規程は、草津市新型コロナウイルス感染症対策本部の組織および運営に関し、必要な事項を定める。

（所掌事務）

第2条 草津市新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 対策の決定および実施に関すること。

(2) 関係機関との情報共有および連絡調整ならびに関係機関からの情報収集に関すること。

(3) 広報等に関すること。

(4) その他対策を実施するために必要なこと。

（組織）

第3条 本部長は市長とし、副本部長は、副市长および教育長をもって充てる。

2 本部長は、草津市庁議規程（平成18年草津市訓令第2号）第3条第1項に規定する部長会議の構成員（市長、副市长および教育長を除く。）ならびに湖南広域消防局西消防署長および南消防署長その他本部長が必要と認める者とする。

（対策本部の設置および廃止）

第4条 県内において新型コロナウイルス感染の有無にかかわらず、本部長が必要と認めるときは、対策本部を設置することができる。

2 前項の規定により対策本部を設置している場合は、本部長が設置の必要がないと認めるときに対策本部を廃止する。

（本部長以外の者の出席要求）

第5条 本部長が必要と認めるときは、対策本部に本部長以外の者の出席を求めることができる。

（職務分掌）

第6条 新型コロナウイルス感染症に関する各種対策業務の職務分掌は、別表のとおりとし、必要な対策を実施する。ただし、同表に掲載されていない部署については、新型コロナウイルス感染症の発生状況に応じて他部署の応援に当たるものとする。

（庶務）

第7条 対策本部の庶務は、草津市事務分掌規則（平成4年草津市規則第9号）第6条に規定する危機管理対策総括主管課において処理する。ただし、対策本部の設置および運営に当たっては、事前準備段階から同条に規定する感染症予防対策主管課と連携し実施する。

（その他）

第8条 この規程に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この訓令は、令和2年2月20日から施行する。

別表（第6条関係）

部署		主な職務分掌
総合政策部	危機管理課	(1) 対策本部の運営および総合調整に関すること。 (2) 関連情報の整理・集約に関すること。 (3) 物資および資器材の備蓄に関すること。
	職員課	(1) 職員の感染予防および感染対策に関すること。 (2) 職員の特定接種の調整および実施に関すること。 (3) 業務継続計画の作成および運用に関すること。
	広報課	(1) 各対策における広報に関すること（市民等への情報提供）。 (2) 報道機関の対応および調整に関すること。
総務部	総務課	(1) 庁舎の感染対策に関すること。
	財政課	(1) 対策関係費の予算措置に関すること。
まちづくり協働部	まちづくり協働課	(1) 要援護者への生活支援に係る町内会等との連絡調整に関すること。
	市民課	(1) 死亡届および埋火葬許可に関すること。
	生活安心課	(1) 遺体の埋・火葬に関すること。 (2) 遺体安置所の設置に関すること。
環境経済部	商工観光労政課	(1) 事業者等に対する情報提供および連絡調整に関すること。 (2) 備蓄品の配分に関すること。 (3) 物資の調達および管理に関すること。 (4) 物資の安定供給に関すること。

健康福祉部	健康福祉政策課 生活支援課 障害福祉課 長寿いきがい課 介護保険課	(1) 要援護者への生活支援に関すること。 (2) 福祉施設等の連絡調整に関すること。
	健康増進課 地域保健課	(1) 新型コロナウイルス感染症対策における総合的な企画立案に関すること。 (2) 相談窓口の開設に関すること。 (3) 関連情報の収集および状況把握に関すること。 (4) 医療機関および保健所との連携および調整に関すること。 (5) 予防接種の実施に関すること。
子ども未来部	幼児課 幼児施設課 各保育所 各幼稚園 各認定こども園 子ども・若者政策課	(1) 公立保育所・幼稚園・認定こども園の感染予防および運営に関すること。 (2) 私立保育園・幼稚園との連絡調整に関すること。
上下水道部	上下水道総務課 上下水道施設課 各浄水場	(1) 飲料水の安定供給に関すること。 (2) 上水道の維持に関すること。
教育委員会事務局	教育総務課	(1) 公立小・中学校との連絡調整に関すること。
	スポーツ保健課	(1) 公立小・中学校の感染予防に関すること。
	学校教育課	(1) 公立小・中学校の運営に関すること。 (2) 私立学校との連絡調整に関すること。

(令和2年2月20日掲示済み)

# 告 示

## 草津市告示第29号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年2月18日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
とみもと整骨院	草津市矢橋町105-1 カーサ・ソラッツォ 壱番館C号室	令和元年 9月30日

(令和2年2月18日掲示済み)

## 草津市告示第30号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年2月18日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
とみもと整骨院	草津市矢橋町105-1 カーサ・ソラッツォ 壱番館C号室	令和元年 9月30日

(令和2年2月18日掲示済み)

## 草津市告示第31号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年2月18日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
ウエルシア薬局 草津野路店	草津市野路四丁 目4-1	令和2年 2月1日

(令和2年2月18日掲示済み)

## 草津市告示第32号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、法による医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年2月18日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
ウエルシア薬局 草津野路店	草津市野路四丁 目4-1	令和2年 2月1日

(令和2年2月18日掲示済み)

## 草津市告示第33号

都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、

大津湖南都市計画用途地域を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年2月21日

草津市長 橋川 渉

1 都市計画の種類

大津湖南都市計画 用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

草津市西大路町の一部、野村三丁目の一部

3 図書の縦覧場所

草津市草津三丁目13番30号

草津市都市計画部都市計画課

(令和2年2月21日揭示済み)

草津市告示第34号

都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、大津湖南都市計画用途地域を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年2月21日

草津市長 橋川 渉

1 都市計画の種類

大津湖南都市計画 草津駅西地区地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

草津市西大路町の全部、西洪川一丁目の一部、野村一丁目の一部、野村二丁目の一部、野村三丁目の一部、野村八丁目の一部

3 図書の縦覧場所

草津市草津三丁目13番30号

草津市都市計画部都市計画課

(令和2年2月21日揭示済み)

草津市告示第35号

草津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年2月25日

草津市長 橋川 渉

1 期日 令和2年3月3日

2 場所 草津市議会議場

(令和2年2月25日揭示済み)

草津市告示第36号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年2月28日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

(1) 固定資産税・都市計画法税督促状	21件
(2) 国民健康保険税督促状	48件
(3) 差押調書（謄本）	1件
	計70件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和2年3月6日に送達があったものとみなす。

Table with multiple columns: 住所 (Address), 氏名 (Name), 備考 (Remarks). Contains numerous entries for companies and individuals.

Table titled '差押調書(様式) 公示送達者名簿'. Columns include 住所 (Address), 氏名 (Name), 電話番号 (Phone Number), 郵便番号 (Postal Code), 備考 (Remarks).

(令和2年2月28日揭示済み)

草津市告示第37号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年2月28日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

国民健康保険税更正・決定通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和2年3月5日に送達があったものとみなす。

Table with columns: 氏名 (Name), 住所 (Address), 電話番号 (Phone Number), 備考 (Remarks). Lists names and addresses of individuals to be notified.

(令和2年2月28日揭示済み)

草津市告示第38号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年2月28日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
阪神調剤薬局	草津市矢橋町	令和2年2月1日
草津総合病院前店	1629-1	

(令和2年2月28日掲示済み)

草津市告示第39号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、法による医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年2月28日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
阪神調剤薬局	草津市矢橋町	令和2年2月1日
草津総合病院前店	1629-1	

(令和2年2月28日掲示済み)

草津市告示第40号

公設児童育成クラブにおける防犯カメラの設置および運用に関する要綱を次のとおり制定する。

令和2年3月1日

草津市長 橋川 渉

草津市公設児童育成クラブにおける防犯カメラの設置および運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、草津市児童育成クラブ条例（昭和61年草津市条例第25号）に基づき設置した公設児童育成クラブ（以下「クラブ」という。）における犯罪および事故の未然防止、発生時の迅速な対応等、市民の安全および安心の確保に寄与するために、滋賀県の防犯カメラの運用に関する指針に基づき、クラブに設置する防犯カメラの運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 防犯カメラとは、クラブの安全な管理運営および犯罪の予防を目的として設置されるカメラで、録画のために必要な関連機器で構成される装置をいう。

(設置場所等)

第3条 この要綱を適用する防犯カメラの設置場所および機器等の主なものは、別表のとおりとする。

(管理責任者)

第4条 防犯カメラの管理および操作について、設置場所ごとに管理責任者を置き、管理責任者には各クラブの施設管理者をもって充てることとし、その任用、変更の際は、遅滞なく市に管理責任者の氏名を報告するものとする。

(管理責任者の責務)

第5条 管理責任者は、画像の漏えい、流出等の防止その他の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 管理責任者は、防犯カメラが設置してある旨を表示しなければならない。

3 管理責任者は、原則として画像を公開してはならない。

4 管理責任者は、画像から知り得た情報をみだりに他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(運用区域)

第6条 モニター操作および録画（以下「モニター操作等」という。）をすることができる区域は、別表に定める設置場所とする。

(モニター操作等の制限)



第7条 モニター操作等を行う者は、事前に管理責任者の許可を得なければならない。

2 防犯カメラは、次に掲げる場合を除き、前条に規定する区域内の空間を広範囲にわたり映すようにし、特定の物や個人の行動を映すことがないようにするものとする。

- (1) 法令等に基づく場合
- (2) 個人の生命、身体または財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認める場合
- (3) 犯罪が発生した場合
- (4) 犯罪が発生するおそれがあると認められる場合
- (5) 捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合
- (6) 画像から識別される特定の個人の同意がある場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、地域における安全の保持その他公共の福祉の見地からやむを得ないと認められる場合

(モニター操作等の稼働時間)

第8条 モニター操作等の稼働時間は、毎日24時間とする。

(画像の保管および閲覧)

第9条 防犯カメラによって記録した画像（以下「画像」という。）の保管および閲覧は、次のとおりとする。

- (1) 画像は、撮影時の画像のまま保管するよう努めなければならない。
- (2) 画像は、管理責任者が画像記録装置で保管するものとする。
- (3) 画像の保存期間は2週間程度とし、保存期間の終了後は画像記録装置の上書きによる消去または破砕等による破棄処分を行うものとする。ただし、第7条第2項各号による場合は、保存期間を延長することができる。
- (4) 画像の閲覧は、第7条第2項各号による場合に限りできるものとし、事前に管理責任者の許可を受けるものとする。この場合における画像の閲覧は、管理責任者が指定した場所で行い、許可を得ていない者は、その間、その場所に立ち入ることができない。
- (5) 画像の閲覧を行った場合は、その日時、目的、閲覧者、閲覧画像の範囲等を記録簿（別記様式）に記録し、1年間保管するものとする。ただし、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2

項に規定する照会については、この限りではない。

(6) 第5条第4項の規定は、画像を閲覧した者について準用する。

(運用状況の報告)

第10条 管理責任者は、防犯カメラの運用状況を市に報告するものとする。

(庶務)

第11条 防犯カメラの運用に関する庶務は、管理責任者が指名する者で行う。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

別表（第3条、第6条関係）

設置場所	装置名	機器の名称	数量
のびっ子笠縫	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）	1
のびっ子矢倉	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）	1
のびっ子玉川	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）	1
のびっ子笠縫東	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）	1
のびっ子志津	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）	2
のびっ子草津	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）	1
のびっ子常盤	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）	1
のびっ子山田	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）	1
のびっ子南笠東	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）	1
のびっ子志津南	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）	1
のびっ子渋川	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）	1
のびっ子老上	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）	1
のびっ子老上西	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）	1

別記様式（第9条第5号関係）

<p>記録簿</p>	
図章日時	
調査場所	
調査者	所属機関
	職・氏名
	連絡先
調査等	目的
	画像範囲
	条件
その他特記事項	

(令和2年3月1日揭示済み)

## 公 告

### 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和2年2月19日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
大津市神領一丁目14番18-101号 植野 純一	草津市芦浦町字南359番4	210.22㎡	令和2.2.19	1457

(令和2年2月19日揭示済み)

### 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証

を交付した。

令和2年2月19日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
彦根市中藪町653番地5、 大阪府寝屋川市幸町6番1-942号 奥村 修、増田 僚	草津市集町字三反長2番12	440.12㎡	令和2.2.19	1458

(令和2年2月19日掲示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項  
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対  
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証  
を交付した。

令和2年2月19日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市木川町918番地 寺前団地49号棟2号、 犬上郡多賀町大字多賀1600番地71 井上 裕太、井上 真季	草津市芦浦町字南359番1	207.60㎡	令和2.2.19	1459

(令和2年2月19日掲示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項  
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対  
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証  
を交付した。

令和2年2月21日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市平井四丁目7番13号 城寶 英彦	草津市矢橋町字東浦1872番2	202.11㎡	令和2.2.21	1460

(令和2年2月21日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和2年2月28日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市野路東五丁目26番46号 株式会社 杉本商事 代表取締役 杉本 秀雄	草津市追分南四丁目字比葉田 804番1 外5筆	2,948.66㎡	令和2.2.28	1461

(令和2年2月28日揭示済み)

公 告

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和2年2月29日

草津市長 橋 川 渉

令和2年3月31日まで

3 縦覧の場所 草津市環境経済部農林水産課

(令和2年2月29日揭示済み)

- 1 縦覧の書類 農用地利用集積計画
- 2 縦覧の期間 令和2年2月29日から

### 選挙管理委員会告示

#### 草選委告示第10号

草津市長の任期満了に伴う選挙は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、次のとおり行う。

令和2年2月16日

草津市選挙管理委員会  
委員長 本間道明

選挙の期日 令和2年2月23日

(令和2年2月16日揭示済み)

#### 草選委告示第11号

令和2年2月23日執行の草津市長選挙における開票事務は、選挙会事務に併せて行う。

令和2年2月16日

草津市選挙管理委員会  
委員長 本間道明

(令和2年2月16日揭示済み)

#### 草選委告示第12号

令和2年2月23日執行の草津市長選挙における選挙会の日時および場所を次のとおり定める。

令和2年2月16日

草津市選挙管理委員会  
委員長 本間道明

日時 令和2年2月23日 午後9時15分

場所 草津市草津三丁目13番30号  
草津市役所 2階特大会議室

(令和2年2月16日揭示済み)

#### 草選委告示第13号

令和2年2月23日執行の草津市長選挙における各投票区投票所を次の場所に設ける。

令和2年2月16日

草津市選挙管理委員会  
委員長 本間道明

#### 各投票区投票所 別紙のとおり

投票区	投票所	所在地
第1投票区	草津市立志津南まちづくりセンター	草津市 若草五丁目10番地
第2投票区	草津市立志津小学校体育館	草津市 若草二丁目8番2号
第3投票区	草津市立志津まちづくりセンター	草津市 吉地町5番1番地
第4投票区	追分町会館	草津市 追分五丁目6番5号
第5投票区	赤川町会館	草津市 赤川一丁目7番14号
第6投票区	草津市立赤川まちづくりセンター	草津市 赤川二丁目9番38号
第7投票区	草津市立大宮まちづくりセンター	草津市 大宮二丁目9番11号
第8投票区	草津市立まちづくりセンター	草津市 西大路町9番6号
第9投票区	砂原会館	草津市 東草津一丁目4番20号
第10投票区	草津市立大宮まちづくりセンター	草津市 草津一丁目4番33号
第11投票区	草津市立西一会館	草津市 草津二丁目4番6番地1
第12投票区	込田会館	草津市 草津三丁目1番8番1号
第13投票区	大倉町会館	草津市 大倉二丁目1番7番
第14投票区	草津市立大倉まちづくりセンター	草津市 大倉三丁目1番6番
第15投票区	野路コミュニティセンター	草津市 野路七丁目1番18号
第16投票区	桜ヶ丘会館	草津市 桜ヶ丘四丁目3番4番
第17投票区	草津市立老上小学校体育館	草津市 野路三丁目5番7番地
第18投票区	草津市立南草津小学校正副玄関内	草津市 南草津四丁目1番1号
第19投票区	藤原公民館	草津市 南草津町12丁目17番地1
第20投票区	草津市立松岡会館	草津市 松岡町71番地
第21投票区	矢橋総合会館	草津市 矢橋町11番9番地1
第22投票区	新浜会館	草津市 新浜町6番地1
第23投票区	草津市立新田会館	草津市 木川町8番8番地3
第24投票区	相屋町会館	草津市 木川町8番3番地1
第25投票区	野路小林町自治会館	草津市 野路一丁目13番2号
第26投票区	木川町農会会館	草津市 木川町517番地
第27投票区	草津市立南山まちづくりセンター	草津市 南山町678番地
第28投票区	北山町会館	草津市 北山町778番地
第29投票区	南山町会館	草津市 南山町777番地
第30投票区	野村会館	草津市 野村五丁目2番20番
第31投票区	草津市立急ぎ坂幼稚園	草津市 上安一丁目6番1号
第32投票区	草津市立常盤小学校正副玄関内	草津市 平井三丁目8番1号
第33投票区	柳井沢町公民館	草津市 柳井沢町317番地1
第34投票区	下宮会館	草津市 下宮町3007番地2
第35投票区	草津市立常盤東総合センター	草津市 森岡町319番地1
第36投票区	上物会館	草津市 上物町113番地1
第37投票区	草津市立常盤まちづくりセンター	草津市 志願町111番地1
第38投票区	志願町公民館	草津市 志願町262番地

(令和2年2月16日揭示済み)

#### 草選委告示第14号

令和2年2月23日執行の草津市長選挙における期日前投票所を次の場所に設ける。

令和2年2月16日

草津市選挙管理委員会  
委員長 本間道明

1 草津市役所 2階 特大会議室

草津市草津三丁目13番30号

2月17日(月)から2月22日(土)まで  
午前8時30分から午後8時まで

2 草津市立市民交流プラザ ロビー

草津市野路一丁目15番5号

2月17日(月)から2月22日(土)まで  
午前10時から午後8時まで

3 エイスクエア SARA北館1階

草津市西渋川一丁目18番38号

2月17日(月)および2月19日(水)から2月22日(土)まで

午前10時から午後8時まで

4 イオンモール草津 モール棟2階

草津市新浜町300番地

2月17日(月)から2月22日(土)まで  
午前10時から午後8時まで

5 立命館大学びわこ・くさつキャンパス

セントラルアーク

草津市野路東一丁目1番1号

2月20日(木)および2月21日(金)

午前10時から午後6時まで

(令和2年2月16日掲示済み)

草選委告示第15号

令和2年2月23日執行の草津市長選挙において、草津市選挙ポスター掲示場設置条例(昭和58年草津市条例第2号)第1条の規定により設置するポスター掲示場に公職選挙法(昭和25年法律第100号)第143条第1項第5号のポスターを掲示することができる日を次のとおり定める。

令和2年2月16日

草津市選挙管理委員会  
委員長 本間道明

ポスターを掲示することができる日

令和2年2月16日(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第86条の4による候補者届の受理後とする。)

(令和2年2月16日掲示済み)

草選委告示第16号

令和2年2月23日執行の草津市長選挙における選挙公報の掲載順序を決定するためのくじの日時、場所および方法を次のとおり定める。

令和2年2月16日

草津市選挙管理委員会  
委員長 本間道明

- 1 くじの日時 令和2年2月16日 午後5時30分
- 2 くじの場所 草津市役所 4階行政委員会室
- 3 くじの方法 (1) 立候補届出受理順に本くじを引く順序のくじを行う。  
(2) (1)で決まった順序により本くじを行う。

(令和2年2月16日掲示済み)

草選委告示第17号

令和2年2月23日執行の草津市長選挙における各投票区投票所の氏名等の掲示ならびに期日前投票所および不在者投票所の氏名等の掲示の掲載順序を決定するためのくじの日時、場所および方法を次のとおり定める。

令和2年2月16日

草津市選挙管理委員会  
委員長 本間道明

- 1 くじの日時 令和2年2月16日 午後5時40分
- 2 くじの場所 草津市役所 4階行政委員会室
- 3 くじの方法 (1) 立候補届出受理順に本くじを引く順序のくじを行う。  
(2) (1)で決まった順序により本くじを行う。

(令和2年2月16日掲示済み)

草選委告示第18号

令和2年2月23日執行の草津市長選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和2年2月16日

草津市選挙管理委員会  
委員長 本間道明

制限額 11,865,800円

(令和2年2月16日掲示済み)

草選委告示第19号

令和2年2月23日執行の草津市長選挙における選挙会の日時および場所を次のとおり変更した。

令和2年2月16日

草津市選挙管理委員会  
委員長 本間道明

日時 令和2年2月25日 午前11時15分  
場所 草津市草津三丁目13番30号  
草津市役所 4階 行政委員会室

(令和2年2月16日掲示済み)

草選委告示第20号

令和2年2月23日執行の草津市長選挙において、当選人となった者の住所および氏名は、次のとおりである。

令和2年2月25日

草津市選挙管理委員会  
委員長 本間道明

当選人の住所および氏名  
滋賀県草津市東矢倉三丁目30番1号

橋川 涉

(令和2年2月25日掲示済み)

### 選挙長告示

草市長選選挙長告示第1号

令和2年2月23日執行の草津市長選挙における選挙長の事務は、次の場所において取り扱う。

令和2年2月16日

草津市長選挙  
選挙長 本間道明

令和2年2月16日

草津市草津三丁目13番30号  
草津市役所 2階特大会議室

令和2年2月17日以後

草津市草津三丁目13番30号  
草津市役所 3階選挙管理委員会

(令和2年2月16日掲示済み)

草市長選選挙長告示第2号

令和2年2月23日執行の草津市長選挙における選挙長が立候補の届出を受け付ける方法を次のとおり定める。

令和2年2月16日

草津市長選挙  
選挙長 本間道明

立候補届出の受付方法

- 1 午前8時30分までに選挙長が事務を取り扱う場所に到着した者に、到着順受付場所において、到着順に番号札を交付する。
- 2 1で交付した番号札の順に本くじを引く順序のくじを行う。

- 3 2のくじで決まった順序により本くじを行い立候補の届出受付順を決定する。
- 4 午前8時30分以後に到着した者については、その到着順により、またその到着が同時に複数あるときは、2および3と同じ要領によりくじを行い決定する。

(令和2年2月16日揭示済み)

草市長選挙告示第3号

令和2年2月23日執行の草津市長選挙につき、候補者として次のとおり届出があった。

令和2年2月16日

草津市長選挙  
選挙長 本間道明

候補者一覧表 別紙のとおり

令和2年2月23日執行 草津市長選挙 候補者一覧表

氏名	1	生年月日	昭和29年2月16日	性別	男	住所	草津市東町1丁目130番1号	所属政党	無所属
職名		選挙区	草津市	選挙区	草津市	選挙区	草津市	選挙区	草津市

(令和2年2月16日揭示済み)

草市長選挙告示第4号

令和2年2月23日執行の草津市長選挙において、届出のあった候補者がその定数を超えないため、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第4項の規定により投票を行わない。

令和2年2月16日

草津市長選挙  
選挙長 本間道明

(令和2年2月16日揭示済み)

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第3号

草津市指定下水道工事店の指定について

次のとおり、草津市指定下水道工事店を指定したので、草津市指定下水道工事店規程（平成26年草津市上下水道事業管理規程第7号）第12条第1号の規定により告示する。

令和2年3月1日

草津市長 橋川 渉

1 指定下水道工事店

指定番号	工事店名	代表者名	所在地	電話番号
1187	株式会社 イワネクスコーポ レーション	眞葛 教生	東近江市 八日市東 本町1番 8号	0748-22- 0381

2 指定有効期間

令和2年3月1日から令和7年2月28日まで

(令和2年3月1日揭示済み)